○東北地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所
四号	宮城県刈田郡蔵王町宮字本屋敷一〇番一から同町宮字二坂二〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）

供用開始の期日　平成二十六年二月十八日

○東北地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字南烏帽子一番から大字長田字村前四七番まで	前	一八・〇三～三八・九三メートル
	後	二一・六三～四〇・一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所
四十九号	福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字南烏帽子一番から同町大字長田字村前四七番まで

供用開始の期日　平成二十六年二月十八日

○東北地方整備局告示第十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
いわき市平塩字出口三〇番一から同市平塩字塩向二番一まで	前	一七・〇〇～三二・一〇メートル
	後	一七・〇〇～三二・一〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島県耶麻郡西会津町上野尻字須刈平二一一番から同町上野尻字寺林四二六五番一まで	前	三八・三〇～五六・二〇メートル
	後	三八・三〇～八七・五〇〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局郡山国道事務所

○東北地方整備局告示第十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所
四十九号	福島県耶麻郡西会津町上野尻字須刈平二一一番から同町上野尻字寺林四二六五番一まで

供用開始の期日　平成二十六年二月十八日

○東北地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

供用開始の区間	図面縦覧場所
路線名	東北地方整備局及び同局郡山国道事務所
百十三号	山形県西置賜郡飯豊町大字手ノ子無番地から同町大字手ノ子字向原三五二五番地まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日　平成二十六年二月十八日

○東北地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　東北地方整備局長　小池　剛

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山形県西村山郡西川町大字睦合字沢田乙四一九番から同町大字睦合字長登一三七番二まで	前	一四・八八～二二・〇七メートル
	後	一六・〇三～二二・〇七〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○関東地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年二月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月十八日　関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十七号